

秋 田 県 図 書 館 協 会 表 彰 規 程

(趣 旨)

第 1 条 秋田県図書館協会(以下「本会」という。)は、この規程の定めるところにより表彰を行う。

(表彰の範囲)

第 2 条 前条の表彰は、次の各号の 1 に該当する者のうちから、本会役員会の議決を経て会長が行う。

- (1) 本会加盟の図書館職員・公民館等図書室担当職員（常勤職員・臨時職員を含む）
で 7 年以上（該当年度に条件を満たす）の勤続者
- (2) 本会加盟の図書館協議会委員で 7 年以上（当該年度に条件を満たす）その職にある者
- (3) 秋田県内の図書館事業に特に功労のあった個人又は団体
- (4) 本会に功労のあった個人又は団体
- (5) 本会加盟の図書館公民館図書室で、その活動が特に優れている団体

(表彰の時期)

第 3 条 表彰は、毎年本会定期総会の日に行う。ただし、必要のあるときはその都度行うことができる。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前記の表彰には、金品を併せ授与することができる。

(表彰の具申)

第 5 条 本会に加盟の団体の長は、第 2 条に該当する者があると認めたときは、その都度別記様式による功績調書及び履歴書を添えて、本会会長に具申する。

付 則

1 この規程は、昭和 32 年 5 月 1 日から施行する。

2 会則の一部改正

昭和 58 年 5 月 10 日

昭和 59 年 5 月 21 日

平成 7 年 5 月 18 日

平成 17 年 5 月 27 日

平成 18 年 7 月 12 日

様 式

功 績 調 書

(館 名)

本籍地		氏 名	
現住所		生年月日	年 月 日
事 績			
最終学歴			
職 歴			
賞 罰			